

マッピングシステム再構築業務委託

プロポーザル実施要領

令和3年6月

沖縄県企業局

1 目的

この実施要領は、マッピングシステム再構築業務委託（以下「本業務」という。）について、プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により参加事業者から技術提案を求め、技術やシステムの機能に加えて実績や保守体制等を総合的に判断し、信頼性が高く、操作性のよい必要機能が備わっているシステムを再構築できる最も優秀な事業者を選定するための手続について必要事項を定めたものである。

2 事業の概要

(1) 委託業務の名称 マッピングシステム再構築業務委託

(2) 履行場所 那覇市泉崎地内外4箇所

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで

(4) 本業務の概要

平成30年12月に水道法が改正されたことにより、新たに適切な資産管理の推進が明記され、水道施設台帳の整備が義務付けられていること、また、当局が現在使用しているマッピングシステムは導入後10年が経過して更新を検討する時期にきていることから、既存マッピングシステムを再構築して情報の整理及び機能を強化する必要がある。

本業務は、導送配水管路の図面管理や施設管理の効率化を実現し、将来の不確実性に対して柔軟な対応が図れるよう管路を中心とした施設情報を管理するため、既存のマッピングシステムの再構築を行うものである。なお、再構築にあたっては、改正水道法（第22条の3）で義務化された水道施設台帳の整備すべき情報を取り入れるものとする。

なお、詳細については、マッピングシステム再構築業務委託の仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりである。

(5) 予算額

業務委託料として、46,101,000円以内（消費税率10パーセントの額を含む。）で提案すること。但し、金額は企画段階の目安であり、契約金額ではない。提案採択後、調整することがある。

なお、本業務は、債務負担行為に係る契約を予定しており、各会計年度における業務委託料の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は下表を予定している。

支払限度額	令和3年度	業務委託料 46,101,000円に対して約18パーセント
	令和4年度	業務委託料 46,101,000円に対して約82パーセント
履行高予定額	令和3年度	業務委託料 46,101,000円に対して約20パーセント
	令和4年度	業務委託料 46,101,000円に対して約80パーセント

(6) 発注者

名称 沖縄県公営企業管理者 企業局長 棚原 憲実
住所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

3 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしている法人であること。

(1) 業種区分及び登録業種等

業種区分	土木関係コンサルタント	令和3年・4年度の沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格登録名簿（県内又は県外）において、業種区分「土木関係コンサルタント」に登録業種「上水道及び工業用水道」として登録があること。 なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。（沖縄県企業局一般競争入札公告様式2(1)・(2)・(3)準用）
登録業種	上水道及び工業用水道	
測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿登録年度	令和3年・4年度	

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。（沖縄県企業局一般競争入札公告様式2(4)準用）

※ 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項：普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) プロポーザル参加資格確認申請書及びプロポーザル参加確認資料の提出期限の日から受託候補事業者の特定までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。（沖縄県企業局一般競争入札公告様式2(5)準用）

- (4) プロポーザルに参加する者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ること
は、沖縄県企業局競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。（沖縄県企業局一般競争入札公告様式2(6)）

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (7) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (7) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。(沖縄県企業局一般競争入札公告様式2(7))

(6) 履行実績(対象業務)

対象業務	国内において、公共機関(国・県・市町村・公社等)が発注した以下の業務について、平成13年4月1日以降に元請(ただし、共同企業体の場合は代表構成員である者)として契約し完了した実績を有する者。(沖縄県企業局一般競争入札公告様式2(8))
------	---

	管路総延長 200km 以上の水道事業体にマッピングシステム等の GIS を導入し、かつ、現在まで保守契約を継続して行っている実績が複数あること。
--	---

(7) 配置予定技術者

資格区分	次に掲げる要件を満たす管理技術者、照査技術者を当該業務に配置できること。 ア 管理技術者 (7) 以下のいずれかの資格を保有している者であること。 a 技術士（総合技術監理部門（上下水道）、上下水道部門）の資格を有し、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による登録を行っている者。 b R C C M（上水道及び工業用水道）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。 (4) 上記(6)履行実績に掲げる業務の実務経験を有する者。 イ 照査技術者 (7) 以下のいずれかの資格を保有している者であること。 a 技術士（総合技術監理部門（上下水道）、上下水道部門）の資格を有し、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による登録を行っている者。 b R C C M（上記 a の技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。 (4) 上記(6)履行実績に掲げる業務の実務経験を有する者。
備考	管理技術者にあつては、応募書類提出時点で直接的な雇用関係があること。

(8) その他の条件（沖縄県企業局一般競争入札公告様式 2 (10)）

地域要件	ア 沖縄県内	左記のアに示す地域内に、イに示す事業所が存在すること。 また、本店、支店又は営業所の職員が当局との調整等に常時対応できる状況であること。
	イ 本店、支店又は営業所	

4 手続

(1) 設計図書の配布

期 間	令和 3 年 6 月 17 日（木）～令和 3 年 7 月 2 日（金）
配布方法	沖縄県企業局ホームページ内からダウンロード http://www.eb.pref.okinawa.jp/
問い合わせ先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁舎 12 階 沖縄県企業局配水管理課 計画班

	電話：098-866-2810
--	-----------------

(2) 応募書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等の下記書類を以下のとおり提出すること。

提出期限	令和3年7月2日（金）17:00		
提出先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局配水管理課 計画班 電話：098-866-2810	提出 部数	8部 ※1部は原本、残りはコピー可
提出方法	持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。		
提出書類	プロポーザル参加申請書（様式第1号） プロポーザル参加申請書類一覧（様式第2号） 資格要件確認書（様式第3号） 会社概要書（様式第8号） 業務実績調書（様式第9号） 管理技術者の経歴及び実績等調書（様式第10号） 照査技術者の経歴及び実績等調書（様式第11号）		

(3) 設計図書に関する質問及び回答

質問書提出先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局配水管理課 計画班 FAX:098-866-2811		
問い合わせ先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局配水管理課 計画班 電話:098-866-2810		
提出期間	令和3年6月17日（木）から令和3年6月24日（木） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで		
提出方法	FAX又は郵送（配達を確認できる方法にて送付すること。）。 ※FAXで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと		
回答方法	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び沖縄県企業局ホームページに掲載する。 http://www.eb.pref.okinawa.jp/		
	期間	令和3年6月28日（月）から令和3年7月2日（金） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	

(4) 提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等の下記書類を以下のとおり提出すること。

提出期限	令和3年7月28日（水）17:00		
提出先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局配水管理課 計画班 電話:098-866-2810	提出 部数	8部 ※1部は原本、残りはコピー可
提出方法	持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。		
提出書類	提案書等提出書（様式第7号） 提案書（任意様式） 年間システム保守費提案価格書（様式第12号） 提案価格書（様式第13号） システム機能確認書（様式14号） 付加価値的提案書（様式15号）		

5 提案書の審査評価

プロポーザル参加事業者（以下「参加事業者」という。）から提出された提案書等は、選定評価基準に基づき「マッピングシステム再構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査評価を行う。審査は1次審査及び2次審査の2段階で行い、最も適切に業務を遂行できると判断される事業者を選定する。

(1) 1次審査

期 間	令和3年7月7日（水）を予定
審査方法	書類審査
審査内容	下記の参加資格に関する事項について提出書類の審査を行い、1次審査通過者を選定する。 ① 提案書に不備がないこと ② 企業実績、配置技術者が必要な要件を満たすこと ③ 沖縄県内に本社又は営業所を持ち、常時調整等に対応できると認められること

(2) 2次審査

期 間	令和3年8月3日（火）を予定
審査方法	プレゼンテーション審査
審査内容	審査委員会において、選定評価基準に基づく評価により順位付けを行い、第一順位の参加事業者を受託候補事業者として特定する。また、プレゼンテーションの参加者の入室は、提案者を含めて4人以内とし、提案者説明を70分、質疑応答を20分以内とする。
選定評価基準の概要	① 企業の技術力に関する事項・・・・・・・・・・15点 ② 提案内容に関する事項・・・・・・・・・・65点

	③ 保守体制に関する事項・・・・・・・・・・10点 ④ 提案価格に関する事項・・・・・・・・・・10点 ※詳細は「(3)選定評価基準」を参照する。
--	---

(3) 選定評価基準

下記評価項目について、審査委員会の各委員が採点し、「(4)順位付けの方法」により順位付けを行う※各委員 満点 100 点

評価項目	説明
企業の技術力に関する事項 【小計 15 点】	(1) 履行実績から、提案内容の達成が見込めるか。 (2) 資格要件を満たす技術者が配置できるか。 (3) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を持ち、常時調整等に対応できるか。また、操作の問い合わせや、システムの不具合に対する緊急時に対応可能か。
提案内容に関する事項 【小計 65 点】	・提案内容に関する審査においては、下記(1)～(7)に関してマッピングシステムの動作を確認することで評価を行うため、プレゼンテーションは実際にマッピングシステムを操作しながら行う必要がある。プレゼンテーションにて行えない操作がある場合には、その理由を説明するものとする。 (1) 仕様書で求める機能を備えているか。(システム機能確認書(様式 14 号) 参照) (2) 管路・施設の登録情報、添付ファイルが閲覧しやすいか。(管路・施設を選択し、登録情報の閲覧及び添付ファイルの展開を行うことで判断する。) (3) 必要な情報を検索し、表示する機能が使いやすいものであるか。(管路名・施設名、管種、漏水箇所等を検索して結果を表示し、検索した管路・施設に移動することで判断する。) (4) 企業局職員が管路の作図や竣工図の添付を容易に行える仕様であるか。(例のように新設管路の登録として、管路の作図と竣工図の添付を行うことで判断する。(例：DCIPφ300を100m布設する工事を行った。管路及び弁類を地図上に作図し、管路情報の入力及び竣工図の添付を行う。)) (5) タブレットが点検業務等の現場作業に有益な機能を備えているか。(例のような状況を想定して、有益な機能を備えているかで判断する。(例：送水管にて漏水が発生した。地図上に位置を登録。漏水状況の写真、メモ等を追加する。)) (6) 用地の登録・閲覧機能が使いやすいものであるか。(複数の地番に分かれた用地を地図上に登録、添付ファイルを追加し、登録内容を閲覧することで判断する。) (7) 付加価値的提案として、仕様書にない有益な機能があるか。

	(付加価値的提案書(様式15号)参照)
保守体制に関する事項 【小計10点】	(1)長期契約する上で年間の保守金額が経済的であるか。(年間システム保守費提案価格書(様式第12号)参照)
提案価格に関する事項 【小計10点】	(1)本業務の提案価格の算定基準が明確で、経済的であるか。(提案価格書(様式第13号)参照)

(4) 順位付けの方法

- (ア) 審査委員が別紙「マッピングシステム再構築業務委託に係る企画提案書審査票」により採点し、合計点を算出する。
- (イ) (ア)により算出した合計点が最も高い参加事業者から昇順(1位から順番)に順位を付し、これをポイントとして参加事業者ごとに合算し、合計ポイントが最も少ない方を上位として受託候補事業者とする。
- (ウ) (イ)で最小ポイントの者が複数いる場合、当該同評価者の中から、委員の合議により選定するものとする。

(5) その他注意事項

- (ア) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (イ) 提案書など提出された書類等は返却しない。
- (ウ) 書類等の内容やシステムの著作権、特許等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した責任は、提案者が負うものとする。
- (エ) 受託候補事業者の特定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (オ) 1事業者当たり、提案は1件とする。
- (カ) 企画提案者の評価点が満点の5割に満たない場合は採用しない。
- (キ) 募集要項に適合しない応募は無効とする。
- (ク) 受託事業者の決定をもって、提案書に記載された全内容を承認するものではない。
- (ケ) 審査結果については、すべての提案者に対し通知する。
- (コ) 事務取扱については、沖縄県の休日を守る条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。
- (サ) 本募集要項に示した応募資格のない者の評価又は参加申込書、提案書及びその他提出書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。
- (シ) プロポーザルへの参加や契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

マッピングシステム再構築業務委託に係る企画提案書審査票

審査委員氏名：_____

※該当する点数を記入してください

評価項目		評価の視点	配点	企画提案者			
				1	2	3	4
①	企業の技術力に関する事項	(1) 履行実績から、提案内容の達成が見込めるか。	5				
		(2) 資格要件を満たす技術者が配置できるか。	5				
		(3) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を持ち、常時調整等に対応できるか。また、操作の問い合わせや、システムの不具合に対する緊急時に対応可能か。	5				
②	提案内容に関する事項	(1) 仕様書で求める機能を備えているか。	10				
		(2) 管路・施設の登録情報、添付ファイルが閲覧しやすいか。	10				
		(3) 必要な情報を検索し、表示する機能が使いやすいものであるか。	10				
		(4) 企業局職員が管路の作図や竣工図の添付を容易に行える仕様であるか。	15				
		(5) タブレットが点検業務等の現場作業に有益な機能を備えているか。	10				
		(6) 用地の登録・閲覧機能が使いやすいものであるか。	5				
		(7) 付加価値的提案として、仕様書にない有益な機能があるか。	5				
③	保守体制に関する事項	(1) 長期契約する上で年間の保守金額が経済的であるか。	10				
④	提案価格に関する事項	(1) 本業務の提案価格の算定基準が明確で、経済的であるか。	10				
合 計			100				
順 位							

※企画提案者の評価点が満点の5割（50点）に満たない場合は採用しない。